

平成 31 年度 事業計画

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

【平成31年度事業の運営方針】

昨年の6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、全ての食品事業者におけるHACCP制度の取り組みについては、公布から2年以内の政令で定める日から1年後までに対応することが求められている。また特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害の収集については、平成32年6月から施行される。

このような背景を受け当協会は平成31年度も、健康食品の安全確保を念頭に「認定健康食品(JHFA)マーク」制度、「GMP」及び「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁と調整を取りながら引き続き積極的な関与を行っていく。

具体的な取り組みは以下のとおり。

認定健康食品(JHFA)認定事業については、高品質の健康食品の証である国内唯一の品質規格認定制度としての基盤の下、個別審査型JHFAの導入等の新たな制度設計を行う。更に、最新の表示基準や分析手法と照らし合せて規格基準の見直しを行い、認定制度の充実を図っていく。また、JHFAの根幹とも言える適切な製品設計の実現が、健康食品の安全性確保における重要な要素であることも引き続き周知啓発する。

健康食品GMP認証事業においては、食品衛生法改正で制度化されたHACCPを健康食品事業者が円滑に導入出来るよう、健康食品GMPの考えを取り入れて作成したHACCP導入手引書の活用を推進する。なお、健康食品GMPは健康食品の特性に適った製造・品質管理手法であるとの認識の下、健康食品GMPについても普及・啓発を引き続き行う。

健康食品の安全性確保は法改正の柱の一つであり、安全性自主点検認証事業はその意義・重要性が高まっている。平成31年度は、認証取得の推進に加えて事業者による自主的な取組みを促すため、相談事業を立上げ事業者からの相談

に対応する。一昨年度から行なっている事業者向けの情報収集セミナーも継続し健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

機能性表示食品制度の施行からまもなく4年となり、公表数は1,800件を超えたが、撤回も増えるなど新たな課題も浮き彫りにされてきた。こういった背景の中、平成31年度も引き続き届出支援事業及び届出相談事業を継続するとともに、部会活動においては、昨年同様広告部会で準備のもと、広告審査会を開催する。また、届出資料検討部会を復活し、「届出資料作成の手引書」の改定に向けた作業を行う。更に、本年は機能性表示食品の届出経験の少ない会員事業者もしくは中小企業者を対象に、届出及び資料作成全般に関する勉強会や相談会を実施していく。これらを通じて、会員企業と消費者庁のパイプ役を担うとともに、機能性表示食品制度の普及・発展に努める。

特定保健用食品については、事業者の申請支援を行うとともに、制度の活用や課題（疾病リスク低減表示の拡充、審査過程の「見える化」を含めたスピードアップ等）に取り組む特定保健用食品部の部会活動を支援する。更に広告の分野においては特定保健用食品広告審査会や広告研修会等により、業界の意識向上を図り、適正広告自主基準の普及に努める。

特別用途食品については、当協会から消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品の許可基準改正や病者用組合せ食品の新規格導入が平成31年度に行われる予定であり、企業に対し新規申請を積極的に働きかけ、円滑な申請手続をサポートする。更に「特別用途食品制度の活用に関する研究会」においては、えん下困難者用食品の許可基準の明確化を求めている活動等を行う他、個別評価型病者用食品の現状や課題、今後の要望等を協議する。

最後に、当協会の認知度向上、及び事業者の会員としての意識付けに向けたブランディング活動の一環として、元号が変更となる機会に、協会マークの新設とJHFAマーク・GMPマークをリニューアルし、今までとは違った方策で積極的な広報活動を行っていく。また平成30年度より協会会員枠として機能性食品部を新設し、多くの会員の参加を得て事業の拡大を図っているが、平成31年度は事業者規模に応じた会費体系が適用できるかどうかを含め、将来に向けての会員会費の見直しについて検討を始めたいと考えている。

平成 31 年度事業計画

I. 総務部関係

公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行う。併せて収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を行う。

なお、平成 30 年度より協会会員枠を拡大し 4 部構成として会員が関与できる事業の充実を図っているが、平成 31 年度は将来的な協会組織づくりに向けて、特に会員会費体系の見直しについて委員会を設置し検討を始める。

1. 法人組織の運営業務

- ・ 定時評議員会を平成 31 年 6 月に、臨時評議員会を平成 32 年 3 月に開催予定
- ・ 通常理事会を平成 31 年 6 月及び平成 32 年 3 月に開催予定
- ・ 評議員候補選出委員会を平成 31 年 6 月に開催予定
- ・ 評議員の改選(任期 4 年)を平成 31 年 6 月に予定

2. 会員、関連団体に関する業務

- ・ 平成 32 年新春賀詞交歓会を平成 32 年 1 月 17 日(金)に開催予定
- ・ 平成 31 年度協会表彰の実施

3. 公益財団法人の運営

- ・ 内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、及び変更届出を随時
- ・ 定款及び法令に基づく財務状況、事業内容の公表

4. 収益事業の実施

公益事業の安定的な運営を図るため、当協会建物内の区画の賃貸、2 階・3 階会議室の貸出、及び関係団体事務代行業務の受託を行う。

- ・ 賃貸業務：健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、健康食品産業協議会、及び日本流動食協会(4 団体)
- ・ 事務代行受託業務：健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、FFDA、及び日本流動食協会(4 団体)

5. 会計・人事・庶務・職員研修

- ・ 各種委員会委員の委嘱業務、会計・経理業務、各種契約業務、出向職員・実務研修生に関する業務、必要に応じ職員研修の企画開催、その他庶務及び施設管理に関する業務等

6. 九州支部の運営支援

九州支部の事業計画については下記のとおり。

平成 31 年度九州支部事業計画

1. 九州支部総会の開催

- ・ 通常総会 平成 31 年 4 月 24 日に開催予定
- ・ 臨時総会 平成 32 年 1 月 22 日に開催予定

2. 九州支部運営委員会の開催

- ・ 九州支部の運営及び事業実施の検討のための、支部運営委員会を開催する。年 2 回の開催を予定。(平成 31 年 4 月、及び平成 32 年 1 月)

3. 食品保健指導士養成講習会の開催

- ・ 第 49 期食品保健指導士養成講習会の実施(平成 31 年 8 月)

4. 九州支部研修会・セミナーの開催

- ・ 協会の各認定認証事業や、保健機能食品、特別用途食品に関する研修会を開催する。年 3 回の開催を予定。(平成 31 年 7 月、10 月、平成 32 年 1 月)

5. 普及啓発・広報・連携活動

- ・ 九州地区における関連イベントに積極的に参加し、協会事業や J H F A ・ G M P ・ 安全性認証に関する広報活動を行い、協会・支部会員増、及び健康食品に係わる各種認定取得企業の増を図る為の普及活動を展開する。またそれらの活動を通じた当該地区における健康食品業界の活性化と行政機関及び関連諸団体との連携強化を図るほか、支部の新春賀詞交歓会を開催する。

6. その他

- ・ 九州地区での協会主催による講習会、説明会等の開催に関する協力。

Ⅱ. 健康食品部関係

1. 認定健康食品(J H F A)マークに関する事業

J H F A マークは当協会が設定した健康食品に係る規格基準(現在 69 種類の食品群)に適合した製品に付けられる認定マークである。この J H F A の規格基準は、関連事業者からなる専門部会が提出した原案に対する学識経験者による厳しい審議を経て承認後、公示されたものである。J H F A マークの認定審査においては、申請者が提出した製品の配合内容、製造方法、品質などにかかわる検査結果、パッケージなどの資料について審査委員が審議し適否の判定を行っている。昭和 61 年に発足した J H F A マーク制度は高品質の健康食品の証として、消費者による自主的かつ合理的な商品選択の判断に貢献している。

平成 31 年度は、J H F A マーク制度の発展に向けて、規格基準型である現行 J H F A に加えて、個別審査型 J H F A の新設を目指す。また、現行 J H F A については、最新の表示基準や分析手法と照らし合せて規格基準の見直しを行うと共に、新たな規格基準策定の必要性の高い素材・成分があるかを会員ヒアリングや市場動向の把握により判断する。

なお、食品衛生法改正関連の告示により特別の注意を要する成分等を含む食品について、製造管理（GMP）と原材料・製品の安全性確保が制度化されるが、健康食品の安全性確保においてはJHFA制度の根幹である適切な製品設計が不可欠であり、JHFA制度及びその考え方の重要性を周知啓発する活動を引続き行っていく。

認定健康食品（JHFA）マーク製品登録数

	H 19 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (1 月末)
新規	25		27	9	11	21	16
総数	594		353	317	307	275	268

(1) 認定事業

- ・ 新規申請：10 件（認定健康食品認定審査会：6 回開催）
- ・ 更新申請：50 件（更新審査 24 回開催）
- ・ 定期検査の変更届の確認：随時

(2) 既存規格基準の見直し、新たな規格基準策定の必要性の把握

- ・ 認定健康食品規格基準検討会：1 回開催
現行規格基準の問題点の抽出、優先度の高いものから是正に着手する。
- ・ 新たな規格基準策定が必要な素材・成分に関する調査
会員ヒアリングや市場動向の把握を通じて候補を抽出し、会員向けにアンケートを実施する。

(3) 普及啓発

- ・ 協会マーク、JHFA及びGMPマークのリニューアルに合わせて、認証・認定3事業全体及びJHFAについて普及活動を行う。
- ・ これまでの事業者向け活動を継続するとともに、消費者の認知獲得に軸足を置いた活動を行う（消費者参加イベントの活用、他団体・企業との協働、等）

(4) 表示・広告への適切な対応

- ・ 食品表示法の経過措置期間終了（平成 32 年 3 月）にむけて、認定健康食品（JHFA）マーク取得企業等に表示等の留意点に関する対応を促すセミナーを開催する。

(5) 新JHFA制度（個別審査型）の導入

- ・ 最終製品（個別製品）の規格基準の適切性を安全性・品質の観点で審査するとともに表示の適切性も審査し、適正と認められたものにJHFAマークの表示を許可する新JHFA制度の平成 31 年度中の立上げを目指す。

(6) 東日本大震災応援キャンペーン

- ・ 昨年度と同様に実施する。

2. GMP製造所認定等に関する事業

GMPとは、製品及び原材料の安全性やより良い品質を担保するために、製品及び原材料の製造管理および品質管理にかかる管理指標を設定し、その指標の遵守を審査し認証する制度である。当協会は健康補助食品GMP認証事業を平成17年に開始し、厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、平成26年に健康食品GMPの第三者認証機関として第1号の指定を受けている。

平成31年度は通常業務に加えて、HACCP制度化への対応として健康食品GMPの考え方を取り入れて作成した「健康食品製造におけるHACCP導入手引書（HACCPに基づく衛生管理）」の普及啓発及び活用促進に努める。また、協会マークの制定及びGMP製品マークのリニューアルに合わせて、GMP製品マークの登録増に向けてこれまでの事業者への働きかけと共に、消費者の認知度向上に向けた活動を行う。

GMP認証登録工場数及び製品マーク許可製品数

		H19年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (1月末)
工場	新規	12		11	10	14	12	7
	総数	37		106	116	129	138	145
製品	新規	9		26	38	25	25	11
	総数	15		108	136	135	136	144

(1) 工場認定事業

- ・ 認定数
製品GMP・原材料GMP：新規10工場、更新44工場
- ・ 工場認定審査会：12回開催
- ・ 認定工場のレベルアップ
中間実地調査：104工場（1回／年）
GMPセミナーへの参加義務付け：2名／認定工場／年
（北海道、沖縄及び小規模製造所は1名とする）
- ・ 「GMP教育セミナー」
認定工場の管理責任者及び従業員並びに関連事業者を対象とした実践的なセミナー（最新情勢を含む）。平成31年度はHACCP手引書活用につながる実践的内容を盛り込む。
年5回開催（東京2回、大阪・福岡・静岡各1回）
- ・ 「日健栄協 認証・認定事業セミナー」
これまでの「GMP普及セミナー」の名称から改称。GMPに限定せず認証・認定3事業の普及・啓発、会員企業社員の視野拡大を図る内容を提供する。

ただし、「GMP普及セミナー」と同様、GMPの更新要件としても認める。

年1回開催（東京）

(2) 製品マーク認証事業

- ・ 認証数：機能性表示食品以外（新規35件、継続130件）、機能性表示食品（新規15件、継続12件）
- ・ 製品マーク表示審査会：20回開催
- ・ GMP製品マーク認証登録数の増加策の実行（事業者への働きかけは継続しつつ、消費者の認知獲得にも力をいれる）

(3) GMP調査員会議

- ・ 調査内容の標準化と調査員の質的向上。
- ・ 平成31年度はHACCP導入手引書への調査員の理解促進にも注力。行政関係者（工場に監査に入る食品衛生監視員を派遣する立場の東京都等）による説明など、調査員の方々の理解促進のために様々な支援を行う。

通常は年2回開催のところ、年3回開催（東京2回、大阪1回）

(4) GMP推進事業

- ・ 「これからの健康食品GMPを考える会」を再開し、「健康食品製造におけるHACCP導入手引書（HACCPに基づく衛生管理）」の活用促進と今後改善すべき点等について検討する。

(5) HACCP導入手引書の普及啓発【新規】

- ・ HACCP導入手引書説明会
平成30年度は2月～3月に東京で2回、大阪で1回実施したが、平成31年度は上期中に福岡で1回開催する。
- ・ HACCP導入手引書活用推進セミナー
現状の製造管理レベルでは、当協会作成の手引書の活用が難しい事業者向けに実施する（東京で2回開催）。

3. 健康食品安全性自主点検認証に関する事業

健康食品安全性自主点検認証マークは、健康食品の原材料や最終製品の安全性について事業者が実施した自主点検結果を学識経験者からなる審査会が審議し、適正と判定した場合に認められている。自主点検において、申請者は機能発現を意図して使用する（機能性を訴求する）原材料（素材・成分）の食経験情報、健康被害情報、更に安全性に関する学術情報を収集し、追加の安全性試験実施の必要性判断や摂取目安量の設定根拠などを示す必要がある。尚、当協会は厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、第三者認証機関として指定を受けている唯一の機関である。

平成30年6月には食品衛生法が改正され、「特別の注意を要する食品等を含む食品」について製造管理（GMP）と原材料・製品の安全性確保が今後制度化される。

こうした状況から健康食品の安全性確保に対する社会的な要求はますます高まると予想される。平成 31 年度は、事業者に専門的なアドバイスを行なう相談窓口を開設し、事業者による健康食品の安全性確保の取組みを支援する。また、平成 29 年度から始めた事業者向けの情報収集セミナーも継続して実施し、安全性自主点検認証の拠り所である安全性の評価手法の周知・啓発を通じて、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

		H22 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (1 月末)
原材料	新規	62		11	6	3	3	1
	総数	62		144	148	125	111	106
製品	新規	1		1	0	0	2	0
	総数	1		11	11	11	13	13

(1) 認証事業（原材料、製品）

- ・ 新規 7 件（原材料 5 件、製品 2 件）
- ・ 更新 38 件（原材料 36 件、製品 2 件）
- ・ 安全性自主点検審査会：6 回開催

(2) 安全性認証登録希望者に対する支援

- ・ 認証登録と自主点検・評価に関する指導等

(3) 健康食品の安全性向上に向けた事業者向け相談事業【新規】

- ・ 当協会会議室における面談対応を基本に実施する。

(4) 健康食品の安全性向上に向けた普及・啓発事業

- ・ 事業者の安全性に関連した情報収集能力向上を図るための実践的セミナーを開催する（7 月～8 月に東京で 1 回開催）。状況に応じて、「特別の注意を要する食品等を含む食品」に関する告示や平成 17 年通知（食安発第 0201003 号）の見直しに関する情報も盛り込む。

Ⅲ. 機能性食品部関係

機能性食品部では、機能性表示食品制度開始当初より、会員・非会員を問わず事業者の届出資料の作成を支援する「届出支援事業」と、届出に関する専門的な相談に対応する「分野別相談事業」を行ってきた。昨年からは更に「届出資料の事前点検事業」も立ち上げた。また、広告審査会も 1 回開催し、広告の適正化に向けて一歩踏み出した。

平成 31 年度は、これらの事業に加え、届出資料検討部会を復活し、手引書の改定作業を行う。また、機能性表示食品制度の更なる普及・啓発を目指して、全国各地で中小企業向けの説明会・相談会を実施する。

なお農水省及び農研機構から生鮮食品に関する機能性確認の調査依頼があった場合は随時対応する。

また平成 31 年度は、機能性表示食品の届出経験が無いが、もしくは不慣れな会員事業者を対象とする、届出及び資料作成全般に関する勉強会を目的とした部会の設置に向けた検討を行う。

1. 機能性表示食品の届出支援

機能性表示食品の届出を希望する事業者の届出資料の作成について、機能性、安全性、製造工程、品質管理、容器包装表示に関する支援を行う。特に、機能性については、事業者や団体に代わって研究レビューを実施する。

＜届出支援件数＞

年度	会員	一般
平成 27 年	9	11*
平成 28 年	4	0
平成 29 年	0	4*
平成 30 年	0	2*
平成 31 年（予定）	5	

*：農研機構からの受託分を含む

2. 機能性表示食品の分野別専門相談

機能性表示食品の届出について、分野別（機能性、安全性、容器包装表示、製造工程管理等）の専門相談を受け付けている。

＜専門相談件数＞

年度	会員	一般
平成 27 年	104	62
平成 28 年	99	30
平成 29 年	116	12
平成 30 年（12/31 現在）	80	
平成 31 年（予定）	100	

3. 機能性表示食品の届出資料の事前点検事業【拡充】

平成 30 年度 5 月より立ち上げた事業であるが、平成 30 年度は認知率も低く受付件数の伸びがなかった。今年度は更に広く呼びかけ、件数を増やしていく。

＜事前点検件数＞

年度	届出資料
平成 30 年（12/31 現在）	10
平成 31 年（予定）	20

4. 広告部会

機能性表示食品の広告に関して、平成 30 年度と同様に広告部会における予備審査

を行うが、改定後の「機能性表示食品適正広告自主基準」を用いて広告審査会を年1回実施する。

5. 届出資料検討部会

平成30年度のガイドラインの改正を受けて、平成29年に策定した「機能性表示食品-届出資料作成の手引書-」について、新たに届出資料検討部会を立ち上げ、改定作業を行う。

6. 機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施【新規】

機能性表示食品を目指してはいるが準備中の全国各地の中小企業を中心に、当協会の関連事業の紹介・利用促進を目的として、説明会・相談会を開催しアドバイスを行う。(7都市7回)

7. 会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及

(1) 機能性表示食品制度に関する情報の提供

消費者庁及び健康食品産業協議会等の関連団体と連携し、機能性表示食品制度に関する情報の提供を行う。

(2) 機能性表示食品担当者意見交換会

消費者庁と当協会も含む業界団体とで、平成29年より毎月開催されている機能性表示食品の担当者会議において、平成31年度も制度の課題について意見を交換する。特に、ガイドライン改正やQ&A案、届出資料の事前点検のあり方などについて議論を進めていく。

(3) 消費者庁より、届出後の分析実施状況を公表することが強く求められているが、自らのHP等で公表を行っている事業者は少ない。そこで、平成31年度、独自に公表用のデータベースを協会のホームページに新設し、届出事業者をサポートする。【新規】

IV. 特定保健用食品部関係

1. 特定保健用食品の申請支援

①事業者に対する申請支援

・事業者の特定保健用食品申請に対する支援として、商品の企画・開発・申請・変更などにおける制度上の疑問についての《相談》、審査申請書や変更届の《申請チェック》、アドバイス《事務指導》を行う。平成30年度(31年1月末現在)までの実績は下表のとおり。

表 特定保健用食品申請支援の実績(件数)

件数 \ 平成年度	25	26	27	28	29	30
相談	91	62	23	32	22	13
申請チェック	25	21	11	19	16	6
事務指導	4	4	2	6	6	4

②申請マスキング資料の閲覧・複写システムの運用【拡充】

- ・申請経験の少ない企業への支援として、会員企業からいただいたマスキング済みの申請資料の閲覧と複写サービスを行う。今年度は資料の拡充を図る。平成30年度（31年1月末現在）までの資料閲覧の実績は下表のとおり。

表 マスキング資料閲覧実績（件数）

件数	平成年度	25	26	27	28	29	30
マスキング資料閲覧		14	12	13	6	4	4

2. 特定保健用食品講習会及び説明会の実施

- ・特定保健用食品の開発や申請業務の参考となるように、審査・申請の実際や実務、開発と許可取得実例、成分分析法などに関する講演と、専門部会活動の報告を加えた講習会を東京で開催する。
- ・行政通知改正などに対応するための説明会を必要に応じて開催する。

3. 「特定保健用食品広告審査会」の開催と運営

- ・広告審査会：テレビ、新聞、雑誌における特定保健用食品の広告を対象として、第三者委員4名を含む7名の審査委員による広告審査会において、関係法令と「特定保健用食品」適正広告自主基準などに基つき年間2回審査を行う。審査会は平成25年に開始し、これまでに9回実施している。
- ・審査結果を事業者にフィードバックするとともに公表する。
- ・消費者庁、消費者委員会、厚生労働省の関係部署に審査結果を説明し、意見交換を行い、より適正な広告審査をめざす。

4. 専門部会（技術部会、コミュニケーション部会、広告部会）活動の推進

①専門部会活動の支援

- ・各専門部会の活動について、会議開催や関連情報提供、活動成果の発行などにより事務局として支援する。
- ・関係行政との意見交換を図り、専門部会が提起した課題の解決を支援する。
- ・特定保健用食品に関する経験・知識の少ない専門部会参加者に対して、情報提供等を行い、制度活用の底上げを図る。
- ・改訂版開発・申請マニュアル、安全性新知見等報告ガイドンスを発行する。

②専門部会の課題

- ・技術部会：特定保健用食品制度の活性化、拡大（疾病リスク低減表示拡充、審査手続きの「迅速化」と「みえる化」、安全性、審査結果の調査と解析、他）に取り組む。
- ・コミュニケーション部会：[トクホ]ごあんないの活用検討、講演等により制度の普及を図る。
- ・広告部会：インターネット広告勉強会、広告研修会等により、適正広告自主基準の浸透を図る。

5. 普及啓発活動

① [トクホ] ごあんない【2019 版】の作成と活用

特定保健用食品普及のツールとしてさらなる活用を図る。

②日本食品保健指導士会、地方自治体・団体や大学などからの依頼による特定保健用食品の制度や適切な使用の説明等に関するセミナーを行い、普及・啓発に努め

6. 2019 年度市場規模調査の実施 (2013 年度から毎年実施)

V. 栄養食品部関係

1. 特別用途食品の申請支援

平成 31 年度は制度改正に伴う新規申請支援を強化する。なお平成 31 年 2 月末現在、過去 5 年間の実績は下表のとおりである。

(1) 事業者への申請支援の強化【拡充】

当協会における消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品の許可基準改正や病者用組合せ食品の新規格導入が行われる予定である。このことから、企業に対し新規申請を積極的に働きかける。また、申請支援強化の一環として、従前からの個別の「申請相談」、「申請書チェック」に加え、複数の申請における共通課題は当協会が窓口となって消費者庁と協議する等、円滑な申請手続をサポートする。

(2) 申請未経験事業者等に対するセミナーの開催【新規】

新規申請支援の一環として申請未経験者等を対象としたセミナーを行う。

表 特別用途食品申請支援の実績（件数）

内容 \ 平成年度	26	27	28	29	30
申請相談	10	4	2	1	1
申請書チェック	1	0	0	1	0

2. 栄養成分表示及び栄養機能表示に関する相談【新規】

栄養成分表示及び栄養機能食品の表示について、開発や販売における事業者等からの相談に対応する。

3. 「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動

標記研究会は、特別用途食品の積極的な活用と供給を目的に、特別用途食品制度の課題や今後のあり方を調査・研究し、制度を活性化することを目指している。研究会の主たる構成員は日本流動食協会または日本メデikalニュートリション協議会の加盟企業であり、これら関連団体と連携を強化しながら幹事会と各分科会とを運営する。

(1) 幹事会

日本流動食協会及び日本メデikalニュートリション協議会の役員及び当協会理事長を始めとする関係職員による幹事会を開催し、活動総括や重要事項の意思決定、

新たな課題等への取り組み、経済的優遇措置検討に関する情報収集等を行う。

(2) 各分科会

- ・「総合栄養食品分科会」は、許可基準改正に伴う新規申請を推進するとともに、新たな規格基準案として低栄養高齢者用食品に関する協議を行う。
- ・「えん下困難者用食品分科会」は、えん下困難者用食品の許可基準の明確化を求めて活動する。また、とろみ調整用食品の新規申請を推進する。
- ・新たな分科会として「個別評価型病者用食品分科会」を立ち上げ、機能性を有する食品成分の摂取と疾病との関連、表示方法等について現状や課題、今後の要望等を協議する。

4. 特別用途食品制度の普及活動

平成 31 年度は、制度改正や初の質疑応答集（Q & A）の発出が見込まれることから、制度普及と活用のための説明会を開催する。また、関連学会にて制度の現状や課題等の発表を行う。【拡充】

5. 「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」等関連団体との連携強化

標記団体との情報交換等により連携強化を図る。また平成 30 年度設立の日本栄養支援配食事業協議会は、宅配食を扱う企業等による団体で、病者用組合せ食品の受け皿となり得ることから、申請に向けた課題の共有等、連携を図る。

6. 日本流動食協会からの受託事業

標記団体からの受託事業として、会議開催、連絡調整、濃厚流動食の年間生産量調査等を行う。

7. 特別用途食品、栄養機能食品等に関する情報の収集

特別用途食品と栄養機能食品、その他医療用食品等に関する情報を収集し、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」にて活用するとともに、メールマガジン等により会員企業への情報発信に努める。

VI. 学術情報部関係

1. 学術誌の発刊事業

「健康・栄養食品研究」は保健機能食品、健康食品、特別用途食品等の、有効性・安全性等の研究論文を掲載する査読付き学術誌として、オープンアクセスのオンラインジャーナルとして発行している。

投稿に対して非掲載となる率が高いので、投稿数の増加をはかる。

学術誌発刊実績

	22 年度	23 年度	24～27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (2 月末)
掲載論文数	3	3	休刊	2	2	0

(1) 編集委員会の開催

(2) 学術誌

- ・ 既掲載分をまとめた冊子体の作成
- ・ 協会ホームページ掲載と同時に J-STAGE へ掲載

2. 健康食品相談業務の実施

一般消費者を対象とした健康食品に対する電話相談業務を平日に行っている。

成分内容、効果、摂取量、飲み合わせについての相談事例が多い。

年間 300 件程度の相談に対応している。

開設時間：月～金曜日の午後 1 時～4 時（休日を除く）。

電話相談件数実績

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (2 月末)
件数	147	127	148	245	352	284

3. 国外の学術情報の収集、発信

CODEx、FDA の情報提供

- ・ CODEx の栄養・特殊用途食品部会、食品表示部会などの会議結果を掲載し会員へ発信する。
- ・ FDA からの健康食品関連通知を会員へ発信する。

4. 食品保健指導士の養成に係る事業

食品保健指導士養成講習会を東京と福岡で各 1 回開催する。福岡については九州支部主体で開催する。

各方面へ食品保健指導士養成講習会の積極的な広報活動を行い、受講者の増に努める。

食品保健指導士養成講習会受講者

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
受講者数	67	45	42	32	26

- ・ 食品保健指導士養成講習会を 2 回開催
第 49 期講習会（福岡：九州支部）平成 31 年 8 月 2 日～5 日（予定）
第 50 期講習会（東京）平成 31 年 10 月 23 日～27 日（予定）
- ・ 食品保健指導士修了評価認定試験を 2 回実施
食品保健指導士養成講習会受講修了者に対し、修了評価試験を第 40 回、第 41 回と開催する。
- ・ 平成 32 年 3 月 31 日に有効期限を迎える食品保健指導士の資格更新手続き（対象者 144 名）
- ・ 食品保健指導士フォローアップ講習会（日本食品保健指導士会委託事業）

食品保健指導士資格更新単位取得のための講習会を日本食品保健指導士会に委託し5回実施する。

VII. 渉外広報室関係

1. 普及・啓発活動

(1) 「協会マーク」及び「JHFA・GMP」新デザインマークの普及・啓発活動

【新規】

「協会マーク」の新設を契機に、協会の認知度向上とリニューアルした認定制度マーク「JHFA・GMP」を、会員及び会員外の事業者のみならず、一般消費者にも当協会の存在や活動について知ってもらうため、元号が変わるとともに「協会マークも生まれ変わる」を合言葉に広く普及活動を行う。

＜プロモーション計画＞

- ・会員向けに「協会マーク」及び、「JHFA・GMP」新デザインマークの使用マニュアルを作成する。

- ・「協会マーク」及び、「JHFA・GMP」新デザインマークの公表

対象：一般紙、健康食品関連業界紙、行政記者クラブ、商工会議所、テレビ局、食品及び健康食品関係のライター他

- ・会員に自社の広告宣伝や、名刺、封筒、ホームページ等で「協会マーク」及び、「JHFA・GMP」新デザインマークの積極的な活用の推奨をする。

- ・展示会出展

会員及び会員外の事業者、一般消費者に新しく変わった協会を知ってもらうために、「協会マーク」及び、「JHFA・GMP」新デザインマークを展示会で積極的にPRをする。

協会マーク等パネル展示、パンフレット等配布、

各展示会での講演活動（協会マーク等紹介）

ifia/HFE JAPAN2019 主催：食品化学新聞社（5/22～24）

食品開発展 主催：UBMメディア（10/2～4）

健康博覧会 主催：UBMメディア（3/17～19）

- ・科学情報誌「FOODSTYLE21」へ広告掲載（食品化学新聞社）

- ・協会案内（協会パンフレット）の改訂

(2) 消費者及び会員外の事業者への広報・普及・啓発活動

①ホームページの運用【拡充】

ホームページのアクセス数等を調査・解析し、内容の充実を図る。

協会マーク新設により、ホームページの改訂

②講師の派遣

保健所、消費生活センター、市町村地域食生活推進委員会等からの消費者

及び事業者対象とするセミナー・講演会の講師派遣依頼に対応

③会員・賛助会員と一体となった広報活動の推進

当協会主催のセミナー・講習会会場での会員企業の展示による情報発信活動

2. 情報の提供

協会会員への情報提供として、定期的に発信しているメルマガジン、ホームページの運用を継続的に行う。メルマガジンについては、従来のイベント等のお知らせ、行政・業界の動向や、協会の取組み・考え方等に関する情報等をより一層充実させ、迅速に発信する。平成30年度（31年1月末現在）までの実績は下表のとおり。

情報発信数（30.4～31.1）

メルマガ【定期便】	20件
メルマガ【お知らせ・臨時便】	36件
プレスリリース	18件

(1) 会員への情報発信〔継続〕

①メルマガジンの発行（定期便：2回/月、臨時便：緊急性に応じ随時）

セミナー・講習会の案内、行政・業界の動向、協会の取組みや考え方等をメルマガ配信で情報提供

②ホームページ・会員専用ページの運用

(2) 報道関係への対応〔継続〕

①迅速なニュースリリースの発信

②メディア懇談会の開催（一般紙・業界紙）（1回10月予定）

協会からの事業説明と意見交換を行う。

3. 行政機関及び諸団体との連携強化

(1) 内閣府、厚生労働省、消費者庁、農林水産省、経済産業省、消費者委員会、消費者団体等との情報交換

前年度に引続き、月に1度、機能性表示食品制度の運用について消費者庁と関係団体とで保健機能食品情報交換会を実施

(2) 関連団体との共催等によるセミナーの開催

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、公益社団法人日本広告審査機構、公益社団法人日本通信販売協会 他